京都市消費生活基本計画(第2次計画) 重点課題に係る実施計画の策定について

京都市消費生活基本計画

- 第3章 計画を着実に推進する仕組み(抄)
 - 3 施策の実施状況等の点検,評価,公表
 - (1) 年度ごとの点検及び評価

施策の実施状況については、年度ごとに事業実績や統計指標等を取りまとめます。 特に重点課題については、関連する事務事業を複数、あるいは単独で抽出したうえ で、毎年度、実施計画を立てるとともに、年度終了後に点検及び評価を行います。

(2) 審議会への報告及び公表

上記(1)の事業実績等については、消費生活審議会に報告するとともに、市民に公 表します。

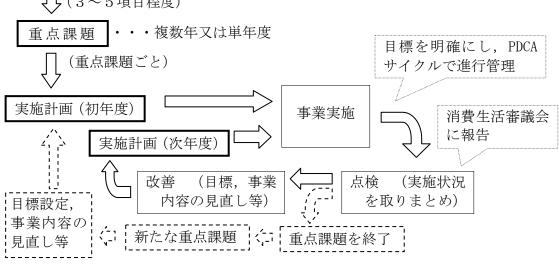
審議会で出された意見については,これを尊重し,施策に反映させるよう努めます。

(計画の推進イメージ)

推進施策

10年間を視野に取り組む23施策

√ (3~5項目程度)



(平成23年度重点課題)

重点課題	推進施策
1 潜在化している消費者被害の掘り起こし	7 相談機能の強化と相談しやすい環境の整備
2 不招請勧誘による消費者被害の防止	13 取引行為に関する制度の検討
3 高齢者等の消費者被害を未 然に防止するための見守りの 仕組みづくり	16 身近な支援の仕組みづくり (23 消費者意見の反映及び行動する消費者の育成)
4 家庭における消費者力向上のための支援	19 様々な媒体を用いた情報の発信 (23 消費者意見の反映及び行動する消費者の育成)